

平成24年 第2回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 17番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、新たな教育ビジョンの策定について伺います。国においては、平成18年12月に約60年ぶりに教育基本法が改正され、公共の精神の尊重や、豊かな人間性や創造性、学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力等が新たに規定されました。また、同法には、地方公共団体に対して、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、教育振興基本計画を策定することが努力義務として規定されました。こうしたことから、東京都は平成20年5月に東京都における教育振興基本計画として位置づける東京都教育ビジョン（第2次）を策定したということです。

(1)、本市の教育振興基本計画の策定における現状と課題について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 稲城市の教育振興基本計画は、平成22年6月に策定されております。その時点までの稲城市の学校教育のエデュケーションプログラムを基本に置いたもので、義務教育の範疇のみを集大成したものと考えております。しかしながら、本来、教育振興基本計画とは、子供の成長に最も重要な家庭の教育力や地域の教育力などの視点も加え、広く教育の多角的な現状・課題の分析や、各事業の成果を確認するための事業評価の指標などが明確にされている必要があり、いつまでにだれが何をどの程度取り組むかなどとともに、PDCAサイクルや予算的な根拠などが明確であることが重要だと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今回、教育振興基本計画に関する質問を行うに当たりまして、26市・23区に調査を行いました。その内容は、教育振興基本計画または同等の位置づけの計画やビジョンを策定されたかどうかということと、検討された手順と期間と、検討委員会のメンバーと検討委員会設置要綱などについて調査させていただきました。策定する予定がない自治体は、3市と3区の6カ所でした。策定済みの自治体は、20市と16区の36カ所でした。今回、多くの自治体から教育振興基本計画または同等のビジョンをお送りいただきましたので、内容についても調査させていただきましたところ、義務教育の範疇のみに限定されていた教育振興基本計画やビジョンというのは、本市だけでございました。御答弁の中で、本市の教育振興基本計画が義務教育の範疇のみに限定されていることが課題であることを明確に述べていただきましたので、これは私の認識と一致いたしておりますので、次の質問に移ります。

(2)、本市の教育振興基本計画を見直すことにより、新たな教育ビジョンを策定するべきであると考えます。教育長の御見解を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 現行の稲城市教育振興基本計画は、稲城市教育委員会で採択され、平成22年度から平成26年度までの計画になっておりますので、教育委員会としても責任を持って尊重すべきものだと考えております。次の改定時には、平成23年度から実施されている学習指導要領や国際的な学力調査の結果なども踏まえ、新たな視点を加えたり、

微調整を加えたりしながら、新たな教育ビジョンとしての教育振興基本計画によりふさわしいものに改善していきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今回の 26 市・23 区の調査で、ほとんどの自治体では、検討委員会を設置し、1 年から 2 年間検討した上で教育振興基本計画を策定されていたことがわかりました。教育長からは、次の改定時にはよりふさわしいものに改善していきたいとの御決意を伺いました。私は、本市の新たな教育ビジョンとしての教育振興基本計画を検討される際には、教育関係者と学識経験者と各種団体の代表と公募市民を入れた検討委員会を設置して、平成 25 年度と平成 26 年度の 2 年間、分科会やワークショップなどで徹底的に議論して計画案を策定した上で、市民に広く意見を求めていただき、平成 27 年度以降の教育振興基本計画または教育ビジョンを策定していただきたいと考えます。教育長の御所見を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 教育振興基本計画につきましては、現在、中央教育審議会におきまして、第 2 期教育振興基本計画の策定に向けて議論されているところでございまして、本年度中には中央教育審議会からの答申を踏まえまして閣議決定がされる予定とのことでございます。稲城市教育振興基本計画の次の改定に当たりましては、国の第 2 期基本計画の基本的な考え方を参酌するとともに、稲城市の実情に応じた内容となるようにしたいと考えております。策定方法につきましては、今後検討してまいります。現時点では、学校関係者や教育センター職員などを含めた庁内の検討委員会を設けまして、その中で議論していただき、原案を策定して、その後市民に意見を求めていきたいと考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 高橋市長と小島教育長になられてからの初めての策定になりますので、そういう意味では、より多くの意見を集約していただきたいという思いで先ほどの提案をさせていただきました。進め方は当然お任せするわけでございますが、よりよいものになるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(3)、本市の新たな教育ビジョンに対する財政支援について、市長の御見解を伺ひます。

○ 市長（高橋勝浩君） 稲城市の次代を担う市民を育成する上で、教育の振興は重要なものと考えております。教育委員会の新たなビジョンが示されたときには、教育委員会と協議してまいります。何分限られた財源ですので、市全体を総合的に見て判断していきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今後策定される新たな教育ビジョンは、財源の裏づけがなければ、絵にかいたもちとなってしまいます。確かに限られた財源であるとは思ひますが、市長の御答弁の中で、教育は本市の将来を担う市民を育成する上で重要であるとの御見解を示していただきましたので、積極的な予算配分がなされるものと期待いたしてあります。

続きまして、項目番号2、教育委員会の組織・機能の強化について、(1)、教育委員会の組織と機能の現状と課題について、教育長の御見解を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 現在、教育委員会では、事務局の内部組織について教育委員会規則で定め、その権限に属する事務をとり行っているところですが、教育行政を取り巻く諸課題により効果的・効率的に対応する上で、必要に応じ、組織の再編整理や事務の集中化などの組織の見直しを行うことも重要と考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今、現状と今後の組織の見直しに関する認識について御答弁いただきました。課題につきましては特に御答弁がございませんでしたが、私は、学校経営、学級経営、児童・生徒の状況や指導、そして保護者や地域に関して、教育委員会が直接現場の状況を常に把握することによって支援することが必要であると考えておりますが、現在の教育委員会の人員では不足しているのではないかと考えています。教育長の御所見を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 教育委員会では現在、各学校の経営や教育状況などの把握や意見交換あるいは指導などを行うために、定期的な学校訪問を行っているほか、定例校長会などでも情報提供や指導を行ってきております。また、必要に応じまして指導主事が学校を訪問したり、学校からの相談には逆にその都度担当課の職員が出向くなど、きめ細かな対応をしてきているところでございます。その意味では、現時点では学校に対する支援に支障は出ていないと考えております。しかしながら、近年では、学校が抱えます課題も多様化してきておまして、教育課程や学習指導など、学校教育に関する専門的な立場から指導します指導主事の業務がふえてきております。このため、稲城市教育委員会では昨年度、指導主事の増員が必要と考えまして、東京都に増員要望をしたという経緯がございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） そういう意味では、まさにおっしゃるように、専門的な方の学校訪問がもっとあったほうがよりよくなるというのは感じております。ただ、私もいろいろな学校の校長先生や教員の方々ともよくお話しするのですが、比較論で言いますと、稲城市は大きな市とか23区に比べれば、逆に結構きめ細かに訪問していただいているというお話は伺っているのです。ただ、今、教育長からもお話がありましたように、多様な課題がたくさん出てきております。特に、本当に個に応じた指導を徹底しようとする、もっともっと多くの専門的な人の目を見ていただいて、その課題を教育委員会として解決していくといったことが必要かと思ひまして、先ほどのような質問をさせていただきました。

続きまして、(2)、教育委員会の組織と機能を強化することについて、教育長の御所見を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 教育委員会内部の事務処理について、実態の把握や課題の洗い出しを行い、組織の再編や事務の集中化などにより、一層効果的・効率的な対応を図るため

にはどのような組織にすることが望ましいかなどを整理することにより、教育委員会の機能の強化・充実につなげてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 先ほどの質疑、御答弁の中で、教育長のお考えもよくわかりましたし、方向性もよくわかりました。期待いたしておりますので、よろしく願いいたします。

項目番号 3、学校経営のさらなる向上について、(1)、学校経営に対する教育委員会の支援のあり方について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校経営に対する教育委員会の支援につきましては、教育委員会の学校訪問での助言や、教育長を初め、部長、参事、指導主事などから校長会や副校長会などで、情報提供や学校の取り組みの指標、さまざまな改善策などについて具体的に触れ、学校経営上の諸課題の解決に向けて、指導・助言を行っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校に対しては、指導・助言を行っているとの御答弁でございました。先ほどと同じようなことでございますが、現在の人員では明らかにオーバーワークで、小中学校 17 校をもっとじっくり、かつ頻度を上げて訪問できるように、先ほども昨年は東京都に指導主事の増員を要請されたということでもございましたが、そういう指導室の増員をするべきであると考えますが、教育長の御所見を再度いただきたいと思っております。

○ 教育長（小島文弘君） 指導室の職員の充実につきましては、先ほども申し上げましたが、近年、学校が抱える問題も多様化してきているということもございまして、指導主事の増員が必要と考え、具体的には統括指導主事の配置について東京都に要望したところでございます。東京都からは、現時点では、指導主事の人員不足から、区市町村に対する増員配置ができないとの回答でございました。教育委員会としましては、引き続き本年度も増員を要望していく予定としております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 東京都でもなかなか人がいないと言われてしまいますと、本当に困ってしまうわけなのですけれども、確かに東京都の中では教員不足も起こっているというのは私どもも都議会議員からも聞いておりますので、全体的に人員不足ということがあるのだと思いますが、何とかまた要請していただきまして、よりよい学校支援ができるように、よろしく願いしたいと思っております。

(2)、学校経営に対する保護者の支援のあり方について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校経営に対する保護者の支援につきましては、PTA 活動によるさまざまな学校支援や、読み聞かせボランティア、見守り活動など、多様な場面で学校を支援していただいております。保護者のさまざまな学校支援は学校教育にとって不可欠な活動になっていると考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校経営への保護者の支援が学校教育にとって不可欠になっているとの御見解を伺いました。学校経営への支援をさらに充実させるためには、保護者と教育委員会の連携のさらなる強化が不可欠であると考えます。連携の現状と今後のあり方について、御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 保護者と学校の共通の組織である稲城市のPTAは、それぞれの学校での活動や、稲城市立学校PTA連合会としまして組織的な取り組みをこれまでも行ってきていただいております。特に今年度からは、夏期休業中に進路説明会を市内合同で開催して、早期に学校選択などに役立つ情報を広く周知するとともに、高等学校などの特色をよく理解した上で市内の生徒が進路選択できるように準備を進めていただいております。教育委員会といたしましても、生涯学習課と指導室が連携いたしまして、保護者・PTAの皆様と一層の連携を深めていきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(3)、学校経営に対する父親の会の支援のあり方について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校経営に対する父親の会の支援につきましては、中学校を単位として自主的な父親の会が組織され始め、防災・宿泊体験や屋上のヘリサインの作成、またキャリア教育での講師など、子供と一緒にした取り組みが行われていることから、現状では、連携をとりながら、今後の活動に大いに期待しているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今評価していただきました中学校ごとに結成されている父親の会のベースになっておりますのは、十数年前から小学校ごとに結成されました父親の会でありまして、現在ほとんどの小中学校に父親の会が結成されていると聞いております。

さて、多くの小中学校に結成されました父親の会が連携することができれば、学校経営の支援を強化することになるでしょうし、地域力を高めることにもつながると考えます。教育委員会として、市内の父親の会が連携できるように、仕組みや仕掛けをつくるべきではないでしょうか。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 現状では、それぞれの父親の会との情報交換や親睦を深めるなどの機会に校長会と指導室で参加させていただき、連携を重ねているところでございます。今後のあり方につきましては、教育委員会の中で十分に検討してまいりたいと思っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(4)、学校経営に対する地域住民の支援のあり方について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校経営に対する地域住民の支援につきましては、稲城市

内にはさまざまな経験や技能や特技を持った方が多くいらっしゃり、これまでも地域教育懇談会を初め、さまざまな団体や個人の方が、健全育成や安全・安心など、さまざまな形で学校経営を助けてくださっております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 本市の小中学校においては、学校運営連絡協議会、地域教育懇談会や外部評価など、保護者や地域の方々の意見を生かしながら、大学や関係機関との連携、地域の学習協力者・教育ボランティアの協力をいただいて、学校経営が支援されていると認識いたしております。私は、よりよい学校経営を行うためには、さらに地域の方々に学校に入っていただくことが必要であると考えております。地域住民が学校経営を支援する機会をさらにふやすべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 現在まで、各学校の授業には既にたくさんの地域の方にかかわっていただき、御支援をいただいております。学校の教員だけではできない体験的な活動が充実し、さまざまな知識も教えていただいております。今後は、授業参観や学校評価の結果などについても御意見をいただき、その中の課題について地域の皆様と学校と一緒に解決に向けて進んでいけるように、学校経営への支援や参画に向けて進めていければと考えており、その促進に向け、継続的に各学校を指導してまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今の御答弁どおりに、よろしくお願ひしたいと思います。
(5)、学校支援地域本部の認識について、教育長の御所見を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 稲城市ではこれまでも、さまざまな地域のボランティアにかかわっていただき、学校教育の充実が図られています。しかし、学校にかかわるボランティアの方がふえるにつれ、その調整や事務を副校長が引き受けている現状があります。一方、学校支援地域本部は、教員でなくともできることは、保護者や地域住民などがボランティアとして参加することで、教員が本来の授業や教育活動に集中しやすい環境を整えることや、さまざまな経験や知識のあるボランティアが教育に参画することで、学びの幅を広げたりする効果が期待できます。学校支援地域本部が機能を発揮していく上では、ボランティアを集めたり、学校との連絡・調整を図ったりする人材の配置が大切だと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校支援地域本部の効果と重要なポイントについての認識を伺いました。確かに副校長の仕事がどんどんふえております。例えば、グラウンドの一般開放につきましても全部副校長が調整するというようになっておりますが、こういう学校支援地域本部のようなものがあるところはすべてここがやっているということで、そこまでもなくても、八王子市あたりは地域のほうですべて対応されているとも聞いております。そういう意味では、学校支援地域本部がやるべきことというのはたくさんあると思うのですが、私は、公立小中学校の目指すべき姿は、平成 16 年第 4 回定例会で申し上げました、学校・家庭・地域が権限と責任を持ち、一体となって特色ある学校づくりを進める地域運営学校、

いわゆるコミュニティースクールであると考えております。学校支援地域本部は、コミュニティースクールを実現するためには必ず通らなければならない通過点であり、不可欠な組織であると考えます。

先日、板橋区がモデル事業として取り組んでおられる学校支援地域本部について話を伺う機会がありました。御答弁のように、学校支援地域本部は、保護者や地域住民のさまざまな経験や知識を生かして、地域総がかりで学校教育を実践する制度であり、枠組みであるということでした。大変よい事業であると思いますが、本市が学校支援地域本部の事業に取り組むためには、保護者や地域住民が学校経営にかかわる機会をふやすことから始めるべきであると考えます。そこで、学校運営連絡協議会と地域教育懇談会への保護者や地域住民の参加者をふやすとともに、1カ月に1回程度は会合を開催するなど、もっと頻繁に協議を行い、学校経営に対してより多くの保護者や住民の声を生かすべきであると考えます。教育長の御所見を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 学校支援地域本部事業と申しますのは、地域全体で学校教育を支援する体制づくりの事業でございます。効果などにつきましては先ほどお答えしたとおりですが、稲城市におきましては、これまでもさまざまな地域の住民や関係団体、またボランティア、保護者などが学校にかかわってくれていますので、学校支援地域本部を設立することは、これらの関係団体などを組織化し、組織として学校を支援していく仕組みに変わるということだと理解しております。地域全体で学校教育を支援していくためにはどのような方法あるいはどのような仕組みがよいかということは、地域全体で議論する必要もございます。各学校では、今もそれぞれ工夫しながら学校運営会議や地域教育懇談会を開催しております。そのような会議などを毎月開催できるかは、その準備や実施に対しまして、学校のカリキュラムへの影響や、学校の負担も考慮する必要があると考えているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 考慮していただきながら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

項目番号4、学校図書館活用教育を学校経営の中核に据えることについて。昨年度に続き、今年度も学校図書館司書を配置していただいたことに対しまして、大いに評価するものでございます。今後も、毎年着実な配置校の拡大を期待しております。

(1)、学校図書館活用教育の認識について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 子供にとって学校図書館は、読書の場、また調査研究の場、そして心の安らぎの場など、さまざまな側面を持っておりますので、稲城市立小中学校において、児童・生徒がより一層学校図書館を利用し、読解力や問題解決力の向上に役立ち、心の成長を促すように活用されるということが重要だと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校図書館活用教育につきましては、その第一人者であ

る山形県鶴岡市立朝暘第一小学校を目標とするべきであると考えますので、学校図書館活用教育のねらいについて、そのホームページから引用させていただきます。「朝暘一小でめざすのは、心豊かな生涯学習者を育てることである。図書館活用教育を通して子どもの感性が磨かれ、思考が深まり、知性が育ち、生涯にわたって知的好奇心が旺盛で思いが深い学習者の育成を意図している。そのために学校図書館は、「読書センター機能」と「学習情報センター機能」の両輪を活性化させたメディアセンターとして、子どもたちにとって魅力的な空間をつくり、学校研究と連動させながら学校経営の中核として位置づけている」と、朝暘第一小学校の目指すべき姿を表現されております。

平成 20 年 12 月に策定され、平成 21 年度から平成 25 年度までの計画となっている稲城市子ども読書活動推進計画の改定時には、本市の学校図書館司書を検討メンバーに加えていただき、分科会やワークショップで徹底的に議論し、学校図書館活用教育を学校経営の中核に置くことや、学校図書館活用教育を支える組織体制など、学校図書館活用教育の目指すべき姿を明確に示していただきたいと思います。教育長の御見解を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 学校図書館につきましては、現在、各学校に学校図書館司書を順次配置しているところでございます。司書の配置によりまして、子供に対する読書指導、本を選ぶ応援などができるようになるとともに、先生方に対する授業支援なども行われ、サポートすることで、学校における有効な学習の場、また手段になるものと考えております。学校図書館の充実とともに、図書館を活用した教育の充実を図っていくことは、当然のことと考えております。またその一方、学校は、義務教育の場としまして、子供が自立して社会で生きていく基礎を育てるところでございませう。生きる力を育てるために取り組むべき事項はさまざまございませうので、バランスよく取り組んでいきたいと考えてございませうし、そういうことも重要と考えているところでございませう。

子ども読書活動推進計画の中でのその姿のあり方の取り扱いにつきましては、今後の検討とさせていただきますと思ひます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

(2)、学校図書館司書の活動内容について、市の見解を伺ひます。

○ 教育部参事（千葉正法君） 今年度は、学校図書館活性化推進員を 5 校に配置することができ、授業時間以外にも、始業前や休み時間、放課後などの図書の貸し出し、また図書に親しみ興味・関心を高める学校図書館の環境整備、授業での調べ学習や比べ読みなどの授業支援、学習テーマやときどきの話題を掘り下げるといふ読書啓発などの活動を行ってございませう。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 現在 5 校に配置された学校図書館司書の活動について御答弁をいただきました。配置された学校においては、保護者の方の評判がすごくよくて、本当に喜ばれてございませう。ありがとうございます。

先ほども申し上げました稲城市子ども読書活動推進計画には、学校図書館司書の活動として、資料整理、貸し出し、利用指導などと非常に簡略に記されておりますが、公益社団法人全国学校図書館協議会のホームページには、学校司書の任務としてこのように記載されています。「学校司書は、主に学校図書館サービスと技術的な面を担当します。学校図書館メディアの紹介、提供、情報サービス、広報、学校図書館メディアの整備等です。学校図書館を活用する学習活動が円滑に行われるように支援も行います」。そして、主な活動として、貸し出し・返却、予約、リクエスト、館内整備、掲示・展示、レファレンスサービス、情報の提供、図書の紹介、広報紙の作成、ホームページの作成・更新、コンピューター等の管理、データ入力などがあると、大変多くの仕事や役割が紹介されております。

私は、本市の学校図書館司書には、教員と同じ組織の一員として、学習指導要領やそれぞれの学校の経営方針や特色などを理解した上で、現在の学校図書館内の蔵書構成を把握して、定期的な図書の廃棄とともに、学校図書館が必要とする図書や不足資料を明確にして、計画的に蔵書を収集・構築していただきたいと考えております。その上で、司書教諭や担任との連携、学校図書館ボランティアとの連携、公共図書館との連携、学校図書館同士の連携、児童・生徒を将来の公共図書館利用者へとつなげることなどにも取り組んでいただき、子供たちがわくわくするような魅力ある学校図書館をつくっていただくことを大いに期待しております。稲城市子ども読書活動推進計画の改定時には、本市の学校図書館司書を検討メンバーに加えていただき、分科会やワークショップで徹底的に議論し、専門職である学校図書館司書の活動内容や役割を明記していただきたいと考えます。教育長の御見解を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 既に配置されています学校におきましては、司書教諭や学級担任の先生との授業打ち合わせをするなど、教員の中に溶け込んでいると認識しております。また、先日も学校運動会に学校図書館司書の方が顔を出しているのを拝見しまして、その思いを強くしたところでございます。

子ども読書活動推進計画の取り扱いにつきましては、今後のことになりますが、いずれにしましても、学校図書館司書の活動内容や役割を明確にしまして、司書教諭や学級担任、また学校図書館ボランティアとの連携を強くするとともに、子供の図書館利用の促進につなげてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(3)、学校図書館電算化システムの導入について、市の見解を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館の蔵書管理や貸し出し・返却などの効率化を図る上では、電算化することも必要でございますが、学校からは、まず当面は全校に学校図書館司書を配置することを優先させてほしいという要望があります。現在、全校に学校図書館活性化推進員の配置を進めております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 学校図書館においては、電算化よりも学校図書館司書の

全校配置を優先するとの御答弁でございました。私も多くの保護者の皆様から、すべての小中学校への学校図書館司書の配置に対する御要望を伺っておりますが、何年度までに全校配置をされる計画になっておりますでしょうか。また、学校図書館電算化システムを導入する必要性についての認識を再度お伺いいたします。

○ 教育部参事（千葉正法君） 教育委員会といたしましては、今年度の増配置校数である年3校への学校図書館活性化推進員の配置が維持していければ、現状の学校数では、平成28年度の全校配置を目途と考えております。また、学校図書館の活用や利便性の向上を図る上では、電算化システムの導入は有効だと考えておりますが、日々新しくなるバーコード、またソフトやシステムなどの再検証を行いまして、実効性も見きわめていながら、配置している学校図書館活性化推進員の活用を十分に図っていきたくと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今の御答弁では、年3校の配置の維持ができれば、平成28年度には全校配置ができるかということでございましたが、できれば市長の任期であります平成27年4月には全校配置していただければありがたいと思っております。

今、再検証ですか、上手におっしゃったのですけれども、ソフトは確かに日進月歩でどんどん進んできておりますが、確かにどんどん新しいのができてきていて、安くて非常に軽いソフトもできてきているようですので、しっかり検討していただいて、数年間は使えるような仕組みでなければいけないでしょうから、そういうものをしっかり導入していただきたいと思うのですが、何度も申し上げております稲城市子ども読書活動推進計画の中にどのように位置づけていくかというのが大事だと思いますので、この計画の改定時には学校図書館電算化システム導入のスケジュールを示していただきたいと考えます。また、市内の5校に配置されました学校図書館司書のように、有能な学校図書館司書を今後も本市に招くためには、将来はすべての小中学校に対して本市の電算化システムにつなげることを前提とした共通仕様のパソコンやバーコードリーダーなど、最低限の機器類を直ちに導入して、バーコード貸し出しができる体制を整備することが不可欠であると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） まずは全校への学校図書館活性化推進員の配置を優先させてまいりますので、現状では、機械に頼らずに、それまでの間に工夫できることはないか、学校図書館運営推進委員会や市立図書館などにも相談いたしまして、アドバイスをもとに考えていきたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） いっつき、何年か前に、早目に電算化システムを入れるということが前提になっておまして、10年ぐらい前からですか、学校の本ごとについているカードを入れるケースを全部取ってバーコードをつけてしまっているために、実際に今、貸し出しとか返却については、学校図書館司書をされている方々は相当苦勞されていると思うのです。だから、恐らくどういう書類がきちんと図書館内にあるかという把握はまずできないだろうと思うのです。だから、今来られている方々は皆さん他の自治体で経験された方

だと聞いておりますけれども、相当ストレスを抱えながらやっていらっしゃるのではないかと思いますので、全校配置を優先していくというのはすごくわかりますし、やらざるを得ないと思うのですが、できる限り学校図書館司書の声をしっかり受けとめていただいて、途中で、これでは続けられないということがないように、とにかく現場で対応していただきたいと思います。

(4)、現在、専務的非常勤職員（嘱託員）として雇用している保育士と同様に、有資格者である学校図書館司書を専務的非常勤職員（嘱託員）として採用することにより、有能な人材を獲得するべきであると考えます。教育長の御見解を伺います。

○ 教育長（小島文弘君） 学校図書館活性化推進員を全校に配置することをまずは優先させ、学校図書館活性化推進員を専務的非常勤職員とすることについては、その効果を見ながら、稲城市全体の雇用形態や人事のバランスを考慮することが必要だと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今後の学校図書館司書の配置の効果と、本市全体の雇用形態と人事のバランスを考慮するとの御答弁でございました。本年 2 月 1 日号の広報いなぎに掲載されました学校図書館活性化推進員の募集内容と、1 月 15 日号の広報いなぎに掲載されました嘱託員としての保育士の募集内容を比較しますと、学校図書館活性化推進員は、仕事の内容が小中学校図書室の司書業務、勤務日は週 5 日、原則月曜から金曜日、勤務時間は原則午前 8 時 15 分から午後 3 時、実質 6 時間 15 分、賃金は時給 1,070 円、交通費は別途支給となっています。保育士は、勤務場所は市施設、勤務日数は週 5 日、勤務時間は 1 日 6 時間 45 分、報酬は月額 19 万 3,400 円、社会保険・雇用保険加入、任用期間は 4 月 1 日から 1 年間、勤務成績により更新可能となっています。正確に比較するために、学校図書館活性化推進員については、本年度の年収と社会保険・雇用保険の扱い、健康診断の実施について説明してください。保育士については、本年度の年収と交通費の支給、健康診断の実施について説明してください。よろしくお願いいたします。

○ 福祉部長（石田光広君） まず、保育士について御答弁させていただきます。嘱託員として保育士の年収は、報酬月額 19 万 3,400 円の年間分として、232 万 800 円となります。また、交通費は全額支給とされており、健康診断は一般職員と同様で、身体計測、胸部 X 線検査、尿検査、血圧測定、問診と診察、体脂肪率検査などの基本検査のほか、血液検査、心電図検査、聴力検査を受診することが可能でございます。

○ 教育部参事（千葉正法君） 学校図書館活性化推進員は、時給を年収に換算いたしますと、約 120 万円になり、社会保険の加入はなく、雇用保険には加入しております。また、健康診断は一般職員と同様に受けることができます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今の御答弁で、年収については倍近く差があること、そして社会保険の加入の有無が違うということがわかりました。私は、本市の小中学校の教育

におきましては、これまでの稲城エデュケーションプログラムと各学校の努力によりまして、基礎的・基本的な学習の定着の効果があらわれてきておりまして、どの子も伸びるというユニバーサルデザインの教育にも取り組んでおられるということから、今後は、朝陽第一小学校のように、学校図書館活用教育を学校経営の中核に据えて、心豊かな生涯学習者をはぐくむことを目指す教育に取り組むべきであると考えております。そのためには、優秀な学校図書館司書の方々に本市に来ていただく必要があります。学校図書館司書は、学校図書館を活動の中心として、本と子供の橋渡しをし、子供の学ぶ意欲を高め、自立する力を育てる手助けをするのが仕事でございます。教職員に資料や情報の提供をして、時にチーム・ティーチングとして授業を支援して、子供たちの学びも深めていきます。そのためには、さまざまな技術や知識の蓄積とカウンセリングマインドが欠かせません。このように、学校図書館司書は、学校教育・学校経営を強力に支援し、時にはリードする専門職でもございます。以上のことから、専務的非常勤職員（嘱託員）として雇用する保育士と同様に、有資格者であり専門職でもある学校図書館司書を専務的非常勤職員（嘱託員）として雇用するべきであると考えます。市長の御見解を伺います。

○ 市長（高橋勝浩君） 目下のところ、学校図書館司書に対しての配置の考え方は、先ほど来御答弁を差し上げているところでございますので、まずは雇用確保とか待遇向上ということではなくて、あくまでこれを各学校に配置することを優先する。先ほど現任期で全校配置といったお話もありましたけれども、あくまで第四次長期総合計画上は平成32年までの10年間の中で配置していこうということを、あえて前倒しをして、それを加速しようということやっているわけでありまして、もともと計画よりは先んじて取り組んでいるということは、ぜひ御理解いただきたいということであります。

そして、今、保育士との比較等々が御質問としてあるわけでございますけれども、それぞれのたくさんの課題を抱えた中での施策について、それぞれつぶさにミクロ的な比較検討をすれば、こちらがなぜ専務的非常勤職員でこちらが臨時職員なのかということは、それはさまざまな御意見があるのは承知しておりますけれども、それぞれ発足あるいは過去の経緯等々を含めて、すべてを全部底上げすることはなかなか難しいということがあります。昨日来お話ししているとおりでございますけれども、今後とも我々市町村基礎自治体で推進していかなければいけないのは、ますますの地方分権であります。国・東京都といったところでやるのではなくて、補完原則をもとに、地域の身近でできることはなるべく地域で課題としてやっていく。ただ、そのためには一定の財源が必要でありますけれども、残念ながら、これまでの地方分権の推移の中では、実施権限はおりてくるけれども、最終的な決定権限はなかなか渡さない、あるいはそれにまつわる財源はほとんど渡さないということが実態であって、今後も基礎的自治体にそうした権限を渡すと同時に財源も下さいということはしっかり主張していかなければいけません。まだまだその改革の過渡期にあって、十分な財源が持たされていない中で、非常にさまざまな少子・高齢化あるいは環境問題を含めて、新しい分野での課題にも積極的に対応しなければいけないという中では、おのずとその財源には限界がある。市の経営自体をマクロで考えれば、一番大きな負担となるのは人件費であります。

これは、常勤あるいは非常勤あるいはパートに限らず、どの分野でも人件費が一番大きくなってくる。その雇用を確保したい。それは重々人情的にはわかるわけでありませけれども、まずは目下の目先の行政ニーズに対して、いかにそれを実現するかということを最優先で考えていかないといけない。大変恐縮ではありますが、その中での雇用確保・待遇というのはその次の段階なのかと。皆さんのさまざまな分野での諸課題について、言葉は悪いですが、いかにそれを安く実現できるのかということがまずは考えなければいけないことでもありますので、今後ともやらないとは言わない、またやっつけていかなければいけない課題でもありますけれども、それを限られた財源の中でどうやって事業を組みかえて持続可能な行政施策をしていくのかということについては、例年取り組んでいかなければならない課題だと思っておりますけれども、今後とも頑張っていくということをお願いしたいと思っております。

○ 17番(大久保もりひさ君) 確かに、平成28年度までに前倒しをしていただいている。私も、第四次長期総合計画を策定するときにはいろいろ議論もさせていただいて、その中に組み込んでいただいて、高橋市長になられてから、10年間で予定したのを5年ぐらいで前倒ししていただいたのはよく承知しておりますし、さらに前倒しと少々甘えてしまうような発言をいたしまして、どうしても期待を大きくしているものですから、失礼いたしました。

確かに学校図書館司書につきましては、23区のように財源があるところはどんどん配置していて、多摩地域が少ないということで、私たち公明党としましても、東京都や国に対してしっかり要望していこうと。人件費を出させないと、教育に格差が起きるのはおかしい。多摩格差がこんなところで起きるのはおかしいということで、さんざん今議論しております、これから東京都に対して要望を出すという予定になっておりますが、おっしゃるとおりで、8万5,000人の稲城市がすべて負担するとなりますと、非常に大きな課題になると思っておりますので、東京都や国にも負担していただきながら、教育効果をしっかり都や国に認めさせながらやっていきたいと思っております。

次へ行きます。項目番号5、小中学校通学路の交通安全対策強化について。4月23日、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突入し、3人が死亡、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生しました。さらにその4日後、千葉県館山市と愛知県岡崎市、5月7日にも愛知県小牧市、14日には大阪市で、登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生しています。

(1)、通学路の指定の現状と課題について伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 通学路につきましては、年度初めの教員による安全点検、PTAによる安全点検の結果などに基づき、学校管理職、生活指導主任、PTA校外担当役員などが検討を行い、各区の実情を踏まえ、毎年度各校において指定しております。

○ 17番(大久保もりひさ君) もう少し詳細に御説明いただきたいのですが、通学路の指定に関する要綱などの有無についてお教えいただきたいと思っております。そして、要綱などがある場合は、その内容について説明してください。また、要綱などがない場合は、決定権は

校長先生にあるのかどうか。教育委員会と道路管理者である都市建設部管理課への届け出はどうなっているのか。多摩中央警察署との連携などについて、所管ごとに御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 教育部長（加藤 明君） 通学路の指定方法等についての詳細なルールに関する法令や要綱上の規定はございませんが、文部科学省交通安全業務計画において、市町村教育委員会は学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して児童・生徒の通学路及び登下校の時間帯を設定し、定期的に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求めることとされておりますので、学校長が通学路の指定を行っているところでございます。教育委員会では、各校からの通学路図の届け出を受けて、通学路安全点検の際には、都市建設部の所管部署に情報提供しているところでございます。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 通学路を指定する際の道路管理者への届け出などについての制度はございません。また、交通管理者の多摩中央警察署においても同様でございます。日々の情報交換により連携を図っているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 状況はよくわかりました。

(2)、通学路の安全点検調査の実施状況と課題について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 通学路の安全点検につきましては、学校からの改善要望書に基づき、学校、PTA、教育委員会、都市建設部及び警察で連携し、毎年度、実際に現地を歩きながら、子供たちの目線で要望箇所を点検し、協議を行っております。改善が必要とされた箇所のうち、市において対応可能なものについては、早期に対応を図るとともに、路側帯のカラー舗装や新たな信号機の設置などについても、警察などとも連携を図り、平成 23 年度の例では計 26 カ所の改善を行っております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 近年の市の対応につきましては、大変丁寧な調査であり、迅速に改善が図られていると、PTA役員の方々の評判は上々でございました。今後ともよろしくお願いいたします。

ただし、5月30日付で警察庁より、通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施について通達が出ました。教育委員会が主体となり、警察・道路管理者と連携して、通学路の交通安全の確保に向けた緊急合同点検を8月31日までに実施し、実効の上がる交通安全対策が行われるようにとの内容でございます。緊急合同点検の実施について、市の対応を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 本市において例年実施しております通学路安全点検などの方法は、今般示された通学路における緊急合同点検等実施要領による実施内容に沿ったものとなっておりますが、学校による危険箇所の抽出、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出に

ついでの実施期間が8月までとされているため、例年よりも2～3カ月前倒しで実施する必要があります。教育委員会では、校長会、PTA連合会及び都市建設部の所管部署に事前説明を行った上、6月8日付で学校及び都市建設部の所管部署に文書により依頼しております。また警察にも、都市建設部と連携し、既に協力要請を行ってございまして、実効性のある点検となるよう、関係機関との連携強化に努めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ほかの公明党の議員と話をしていまして、稲城市は、他の自治体よりも、ふだんから非常に丁寧に交通安全点検をされているということで、全体の連携もされていますので、それを前倒ししていただくということで、しっかりやっていただきたいと思っております。

(3)、通学路の交通安全マップ作成の実施状況と課題について伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 通学路での痛ましい交通事故を防止する観点から、各学校で作成する地域安全マップには、子供の視点から、交通事故の起きやすい場所や見通しの悪い道、車両などの往来の激しい交差点なども記入させ、今年度の課題として、子供ばかりでなく、地域住民も情報を共有できるよう進めており、今年度も全校で作成する安全マップなどに交通事故防止やそのための注意喚起が具体的に明示されるよう、各学校を指導しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁によりますと、もともと防犯対策を主として作成されている地域安全マップに交通安全の視点からの記入をさせているということでございましたが、市内のすべての小学校で実施されているのでしょうか。また、交通事故を防止する観点からの地域安全マップづくりの効果についても伺います。

○ 教育部参事（千葉正法君） 地域安全マップに交通事故の視点を既に盛り込んでいる小学校は、11校中8校という現状でございます。残る学校も、今年度のマップ作成の時期には全校に普及していくように学校を指導しております。また、その効果につきましては、子供は学校に入学すると、それまで以上に行動範囲が広がり、自転車にも乗るようになり、学区など、ある程度広域の情報を具体的に伝える必要がございます。また、子供にとってマップは視覚的にわかりやすいという利点もございますので、地域安全マップに交通事故防止の観点なども含めていく中で、子供たちに周知しやすい一つの方法ではないかと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(4)、通学路の危険箇所改善のための対策と課題について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 通学路の改善要望への対策といたしまして、運転者への注意喚起のための看板や、道路等への表示の新設・改善、信号機の新設・調整、視認の改善のた

めのカーブミラーの設置や街灯の改善、歩行者の安全確保のための横断歩道の設置など、道路施設等の改善項目が多く占めますが、見通しの改善のための草刈りや、近隣施設利用者の運転面での配慮要請など、維持管理や通行者に関することなども含め、多岐にわたり実施しております。課題といたしましては、都道については道路管理者が異なるため、関係機関へ要望書を提出して要請することとなるため、実施までに時間を要することなどが挙げられます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 状況はよくわかりましたが、先ほどの警察庁の通達において、実効の上がる交通安全対策が行われるようにと記載されておりますので、さらなる交通危険箇所改善の対策が求められると思いますが、今後の市の対応について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） これまでも、通学路の交通安全点検につきましては、教育委員会、交通管理者の警視庁及び道路管理者の市が合同で毎年1回実施してきております。このたびの通達による緊急合同点検を速やかに実施し、その実施結果に基づき、個々の危険箇所に対し、警視庁や教育委員会と連携を図り、道路管理者として、効果的な安全対策が講じられるか検討を行い、安全対策を実施してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 期待いたしております。

(5)、道路交通法における通学路の事故防止に関する規制の状況と課題について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 市内通学路における交通安全対策の現状といたしましては、東長沼地区のペアリーロードや坂浜地区の学園通りなど15カ所において、通学時間帯に車両通行禁止の交通規制がかけられております。現在、この交通規制に対し、市並びに交通管理者であります多摩中央警察署への苦情及び要望等は受理しておりませんので、現段階での課題はないものと認識しております。今後、市民の方々から要望などを受理した際には、多摩中央警察署と協議し、状況に応じた対応を図っていきたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 私は、多くの保護者の皆様から、小中学校への通学時に、車両通行禁止の交通規制がかけられているにもかかわらず、車両の通行や駐車が多く、大変危険なので、対応してほしいとの声を伺っております。小中学校や教育委員会へは、通学時間帯に車両通行禁止の交通規制がかけられている通学路における子供たちの安全を確保してほしいとの保護者からの要望などは届いておりませんか。また、要望を受けた場合の対応についても伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 御質問の通学路における子供たちの安全を確保してほしいとの保護者からの要望につきましては、教育委員会や道路管理者にはございませんでした。今後、要望を受理した場合には、道路管理者として、教育委員会や警視庁とも協議・調整を

図り、交通安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 最近は要望を受けていないということでございました。私は今回の質問を行うに当たりまして、過去の御相談内容を調べてみました。例えば、尾根幹線が開通する前の弁天通りにつきましては、繰り返しこういう安全対策の御要望はございましたが、開通してからはなくなっております。

また、三中通りの車道と歩道を分離するガードパイプがない区間、矢野口の中道園の前あたりでございますが、ここは繰り返し稲城第一小学校の保護者の皆様から多数の御要望をいただいておりますが、ちょうど平成 18 年度の通学路の安全点検の中で同様の要望が出たということで、平成 19 年 11 月に、スクールゾーン、7 時 50 分から 8 時半ということを大きく道路標示していただいて、また歩行エリアのカラー舗装などもやっていただきまして、それ以降は通行量が減ったということで、ここ 4、5 年間は要望はなくなっております。そういう意味では、いつかはすごく多かったですのすけれども、最近はないとおっしゃっている今の御答弁とは一致しているわけです。また、今後の対策につきましては、今 3 者で協議・調整して実施していくといった力強い御答弁をいただきましたので、まだまだこれから区画整理事業等によって車の流れ等も変わってまいりますので、そういう規制してある道路が抜け道になっていくという可能性もあります。そういう場合には、また速やかに対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(6)、通行どめの規制時間中に車両の通行が多い通学路においては、ペアリーロードのように、車が入れないように、学校関係者と地域住民の協力により、バリケード（馬）を出して、通学路の安全対策を強化するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 通行どめの規制時間中は住民以外の車両の進入は原則できないこととなりますが、バリケードを設置するには、通学の安全確保に対する地域住民や関係機関の特段の理解と協力が必要となりますので、関係部署を含めた連携の強化が不可欠と考えます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） ペアリーロードのバリケードの設置についてちょっと経過を申し上げますと、私が地域の壮年の方々と、稲城福祉センターの入り口の交差点で、教育ボランティアに登録しております三小校外ボランティアの一員として稲城第三小学校の児童の交通安全誘導を行っておりましたときに、複数の稲城第三小学校の保護者から、朝の登校時 7 時半から 8 時半までの 1 時間は、車両通行禁止の交通規制がかけられているにもかかわらず車両の通行や駐車が多く、大変危険なので、対応してほしいとの御相談をいただきました。今から 7 年ぐらい前の話なのすけれども、また同時期に稲城第三小学校に対しましても同様の安全対策の要望があったようで、校長先生・副校長先生と話し合いを行いました。バリケードによる交通安全対策に取り組もうということになりましたが、実際に設置するまでには約 3 年ほどかかっております。

最初に、当時の寺井校長先生と齋藤副校長先生が、ペアリーロードの交差点に隣接してお

られる花子茶屋さん、石田建設さん、川崎さん、仙台屋さんバリケードの保管が可能かどうかを打診していただき、交差点3カ所について了解がとれた時点で、道路管理者である都市建設部管理課に、多摩中央警察署との連携・調整を行っていただきました。その後、寺井校長先生から、大丸自治会、東長沼自治会、そして百村自治会に対して、御理解をいただくための行動をしていただきました。そして、ペアリーロード沿いのすべての世帯に対して、稲城第三小学校からの御協力と御理解の文章を寺井校長先生と齋藤副校長先生から手渡ししていただいて、やっと環境が整いました。

現在は、7時30分に稲城第三小学校の教職員が手分けしてバリケードを設置し、8時半には、登校日の毎朝パトカーで乗りつけて子供たちを見守ってくださっている百村駐在所の警察官の西村さんと、濱田校長先生または武田副校長先生が手分けをして所定の場所に保管する体制で管理運営されております。また、三小校外ボランティアとして、地域の壮年の方々が稲城福祉センター入り口交差点で登校日の毎朝交通安全誘導を行ってくださっておりますし、週の初めには花子茶屋と石田建設さんの交差点で民生・児童委員の方々が交通安全誘導と朝の声かけを行ってくださっております。

このように、ペアリーロードにおいては、子供たちの安全という1点でみんなが協力する地域のネットワークができております。このように、バリケードを活用した通学路の安全対策を他の通学路においても実施できるように、今後は学校、教育委員会、保護者、地域住民、自治会など、関係部署を含めた連携強化に取り組むべきではないでしょうか。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 教育委員会といたしましては、通学の安全を図ることにつきましては、大変重要と考えておりますので、スクールゾーンの設定や定着化を含めた通学路の安全確保に向け、学校や関係機関などと連携を一層強化するよう努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

項目番号6、公共施設の工事におけるアスベスト成形板の処理について。間もなく大規模改修工事が始まる稲城第七小学校と、今年度建てかえや大規模改修の実施設計を行っている稲城第一小学校、第二文化センター、また建てかえ・増築が決定している第二保育園など、既存の公共施設の一部またはすべてを解体する工事が連続して実施されますので、公共施設の工事におけるアスベスト成形板の処理について伺うものであります。

(1)、市内公共施設に使用されている吹きつけ材のアスベストは、平成20年度にすべて除去されたと報告されていますが、アスベスト成形板の使用状況について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） アスベスト成形板につきましては、平成16年10月の労働安全衛生法施行令の改正に伴い、製造及び使用等が全面禁止されておりますので、それ以前に建築された公共施設におきましては、アスベスト成形板が使用されている可能性がございます。アスベスト成形板の使用状況につきましては、改修工事等の設計段階におきまし

て、改修範囲の成形板にアスベストが含まれているか、専門機関を通じて調査・分析を行い、確認しております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） (2)、市内公共施設に使用されているアスベスト成形板の保管・処理・管理などに関する指針やマニュアルなどについて伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） アスベスト成形板の保管・処理・管理などに関する指針やマニュアルにつきましては、労働安全衛生法や廃棄物処理法などの関係法令に基づき策定されております東京都環境局のアスベスト成形板対策マニュアルがございます。稲城市におきましては、このマニュアルに基づき対応しているところでございます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） (3)、市内公共施設の工事においては、アスベスト成形板の使用状況や処理などについて、近隣住民に安心してもらえるように、丁寧にわかりやすく周知・広報するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 市内公共施設の工事において解体等の作業を行う場合は、周辺にお住まいの方々の不安を解消するため、厚生労働省の通達に基づき、アスベスト成形板の使用状況の有無や処理方法について工事現場に掲示を行っております。今後は、これらの掲示にあわせ、工事の規模やアスベスト成形板の撤去量などを勘案し、周辺にお住まいの方々に、アスベスト成形板の使用状況や処理の方法などについて、よりわかりやすく周知ができるよう検討してまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 市内公共施設の工事現場における掲示にあわせて、よりわかりやすい周知を検討してくださるとの御答弁でございましたが、既に工事期間に入っている稲城第七小学校においてはどのような周知をされる計画でしょうか、伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 稲城第七小学校校舎大規模改修工事につきましては、現在、改修工事に向けた仮囲いなどの準備作業をしております。なお、さきにお答えしました厚生労働省の通達に基づく掲示につきましては、アスベスト成形板の撤去作業を行うに当たり、6月中に工事現場の見やすい場所に掲示してまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 次に行きます。項目番号7、稲城市の防災・減災ニューディールについて。災害に強い国づくりと経済活性化を目指し、公明党は10年間で100兆円を集中投資する防災・減災ニューディールを提唱しています。

(1)、災害時における公助の基盤である道路や橋などの社会資本に対する本市の防災・減災政策について伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 首都直下地震等による東京の被害想定が4月18日に

公表され、交通施設被害として、道路・橋梁被害の想定をもとに、地域防災計画修正の中で、減災対策を検討してまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） (2)、本市の橋梁長寿命化修繕計画を前倒し、道路橋の修繕を加速させて、防災力を強化するとともに、地域経済の活性化を促すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 稲城市の橋梁につきましては、橋長 15 メートル以上の使用橋梁が 33 橋あり、そのうち築造後 30 年を経過した橋梁も 8 橋ございます。これらの橋梁につきましては、点検による健全度把握と、損傷が顕著化する前の予防的な対策を図る必要性があるため、稲城市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、適切な橋梁の維持に努めることとしております。この橋梁長寿命化修繕計画は、昨年度に実施しました橋梁点検結果に基づき、現在の橋梁の健全度把握と将来予測を行い、管理水準の検討とともに、橋梁のライフサイクルコストの算出と、修繕順位の設定及び修繕に係る予算の平準化を行うものでございまして、今年度のうちに策定する予定としております。修繕計画策定後の予定としましては、平成 25 年度に修繕計画の公表を行うとともに、国庫補助金の導入に向けた諸手続を行いますので、橋梁の修繕につきましては、平成 26 年度より実施してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 今後の橋梁長寿命化修繕計画について丁寧に説明していただき、平成 26 年度から橋梁の修繕を実施することもわかりました。昨年 3.11 の東日本大震災の前であれば、今の御説明どおりに進めていただければよいと考えますが、首都直下地震等による橋梁の被害想定の見直しに伴い、地域防災計画の見直しを行う中で、橋梁の耐震化計画を早急に策定し、実行するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 御質問の橋梁の耐震化計画につきましては、現在地域防災計画を見直し中とございまして、防災計画の見直しの結果や、現在国土交通省では新たな社会資本整備重点計画の策定に向けた諸作業を実施していることから、今後の国土交通省並びに東京都の動向を踏まえ、橋梁耐震化計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

(3)、本市の電線類の地中化を加速させて、災害時の避難道路を守るとともに、地域経済の活性化を促すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 電線類の地中化につきましては、都市防災機能の向上や、安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な景観形成による地域の付加価値を高める上でも、大変有効なものと考えております。市内におきましては、これまでも南多摩尾根

幹線を初め、矢野口駅周辺の主要道路などにおきまして電線類の地中化を進めており、第四次稲城市長期総合計画におきましても、電線類の地中化を位置づけ、土地区画整理事業などの中で地中化を行う予定としております。また、災害時の避難道路となる幹線道路につきましても、電線類の地中化を計画してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） これまでの電線類の地中化に対する御答弁よりも大いに前進した御答弁をいただきました。災害時の避難道路となる幹線道路において電線類の地中化を計画していくとの御答弁をいただきましたが、今後の地域防災計画の見直しの中で、小中学校等のすべての避難所につながる道路の中で、災害時の避難道路として一番有効な道路を指定し、土地区画整理事業地内の電線類の地中化とは切り離して、災害時の避難道路の電線類地中化計画を早急に策定し、実行するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 小中学校等の避難所につながる避難道路の電線類の地中化は重要なことであると考えますが、これらの道路の中には歩道のない道路もございまして、現状道路内に埋設されております下水道管・ガス管などによる埋設スペースの問題や、道路上に地上機器を設置することによる車両通行への影響など、さまざまな課題があるのが現状でございます。まずは、稲城市耐震改修促進計画である東京都指定の緊急輸送道路と避難所を連絡する避難道路のうち、電線類の地中化が可能な道路について、計画を策定してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 東京都指定の緊急輸送道路、つまり府中街道全線と、南多摩尾根幹線の多摩川原橋と稲城市役所との間の2路線と、避難所を連絡する避難道路のうち、電線類の地中化が可能な道路の計画策定をしてくださるという御答弁でございました。しかし、歩道のない道路につきましても、電線の地中化は困難であるとの御答弁でもございました。私は、狭隘道路——狭い道路の電線類の地中化のさまざまな手法を調査するために、昨年7月には岡山県倉敷市に、本年5月には岐阜県岐阜市を視察させていただきました。岐阜市においては、軒下配線、裏配線、共用柱を取り入れて、道路上に地上機器は設置せずに、裏道の電線に変圧器と開閉器を設置する手法で、狭い道路——狭隘道路の電線類の地中化を実現されていまして、本市におかれましても、最新の手法を調査していただいて、歩道のない道路につきましても避難道路の電線類の地中化に加えていただくことを切にお願いする次第でございます。再度御所見を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 御質問にありましたように、そのような路線におきましては、地中に限らず、道路や地域に応じまして、無電柱化について調査研究してまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） (4)、本市の下水道施設のアセットマネジメントを活用した維持管理の予定を前倒し、災害時の道路陥没を防ぐとともに、地域経済の活性化を促すべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部参事（磯貝 博君） 下水道施設を有効に使用していくためには、日ごろのメンテナンスが大変重要であると考えており、日々予防型の管理及び対処型の管理に努めております。下水道管渠の標準的耐用年数は約 50 年であり、市で管理する管渠は、古いものでも約 30 年と、施設としては比較的新しいものがございます。しかし、市民の日常における使用や災害に対し、管渠資産を効率よく運用していくためには、アセットマネジメントの活用による運営は必要であると考えております。一方、現在行っております下水道事業では、さまざまな市街地開発事業に対応すべく、管渠整備を進めること、普及率 100%を一日も早く達成すること、雨水対策事業を進めることが最も優先されることと考えておりますことから、維持管理を含め、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 現段階においては普及促進が優先されるということですが、耐震化計画及び維持管理計画の策定はいつごろになるのでしょうか、伺います。

○ 都市建設部参事（磯貝 博君） 防災計画となる耐震化計画、またアセットマネジメントを活用する長寿命化計画となる維持管理計画につきましては、第四次長期総合計画において策定する予定となっております。具体的には、平成 24 年 3 月に策定した下水道プランに掲げたように、平成 29 年度から平成 33 年度の期間で策定してまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 各計画を策定する考えがあることはわかりましたが、3.11 の震災を経験し、大地震時に道路へのマンホールの突出を防ぐ施工や、マンホールと管渠のつなぎ手部分の耐震化など、下水道の震災対策の重要性は高まっています。そこで、計画策定と対策の実施を前倒しして行う必要があると考えます。御所見を伺います。

○ 都市建設部参事（磯貝 博君） 耐震化計画の策定、対策の実施に関しましては、3.11 の震災を受けて、現在国においても調査をしている状況であり、今後、下水道施設の耐震基準の見直しも考えられます。さらに、国と連携した東京都、都内の市町村及び関係機関で構成しております東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会におきましても耐震施工についての研究をしております。それらの動向なども視野に入れ、耐震化計画に取り組んでいきたいと考えております。しかしながら、さきにお答えしたとおり、現在は基盤整備を優先していることから、下水道プランに掲げるスケジュールで計画的に実施してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

項目番号 8、避難場所としての防災公園整備について、(1)、避難場所としての防災公園の機能のあり方について、市の認識を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 防災公園の認識としましては、震災時にさまざまな役割と機能を果たす空間で、避難場所や緊急消防援助隊・自衛隊などの活動拠点として活用さ

れる公園で、震災時には太陽光発電を活用した照明設備や、災害用トイレ、かまどとして活用できるベンチ、生活用水井戸や防火水槽などの防災施設が機能する公園が、防災公園であると認識しております。東京都では、都立公園など 79 カ所の公園を避難場所や活動拠点としての防災公園としております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） (2)、避難場所としての防災公園の現状と課題について伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 避難場所としての防災公園の現状としましては、若葉台公園が防災機能を備えた公園として整備されております。課題としましては、震災時に速やかに避難場所に避難するため、停電しても機能する照明設備等の防災施設の整備が挙げられます。

○ 17 番（大久保もりひさ君） それでは、今後、他の避難場所に防災機能を整備する際にはどのような仕様が必要でしょうか、御所見を伺います。

消防本部消防長（根岸成男君） 避難場所としての防災機能を整備する際の仕様につきましては、震災時におきまして、家屋の倒壊や停電など、自宅が被災した場合に、安全な場所として市民の方が避難できるよう、ソーラー照明設備や耐震性貯水槽の整備が必要であると考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） (3)、ちびっ子広場や空き地などを避難場所としての防災公園に整備するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） ちびっ子広場などを、防災機能を備えた避難場所として整備する前に、まず大地震時に発生する火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園や学校グラウンドなど、29 カ所の指定避難場所等につきまして、防災機能を備えた施設として整備すべきと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 私も順番としては御答弁のとおりだと思いますが、現在の 29 カ所の指定避難場所だけで十分でしょうか。私は、さらにふやすべきであると考えております。市内を見渡しますと、土地区画整理事業に計画されている公園等の避難場所の予定地を加えましても、指定避難場所の空白地域が散見されます。指定避難場所の空白地域を補完するために、地域防災計画の修正の中で、ちびっ子広場や空き地などを指定避難場所に加えて、最終的には防災機能を整備するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 現在の都市基盤整備等の開発の進捗を考えると、現行での避難場所で充足されているか、検討する必要があると考えております。それから、そ

の中でちびっ子広場等を指定避難場所にするにつきましては、大半のちびっ子広場が、市民の所有する土地を現在借用し公園として利用しております。長年にわたる避難場所として指定することが課題となってくると考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 御答弁を伺いまして、ちびっ子広場については、借地公園とするか、土地を購入するか、そうする以外に避難場所として指定することは困難であると理解いたしました。

項目番号 9、飲料水兼用耐震性防火水槽の整備について、(1)、防火水槽の整備の現状と課題について伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 防火水槽の整備につきましては、現在、市内には 270 基が整備されております。防火水槽は、消防水利の基準に基づき、市全域を 250 メートルメッシュに区画し、そのメッシュ内には防火水槽が配置できるよう、計画的に整備しているところでございます。課題といたしましては、防火水槽を公園などの公共用地内へ設置することにより消防水利の充足を図ってまいりましたが、現在は防火水槽設置場所を確保することが課題となっております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 防火水槽の設置場所の確保が課題であるとの御答弁でございました。ちびっ子広場や空き地を借用または購入して、防火水槽の設置場所を拡大するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 消防水利としての防火水槽や消火栓の設置につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、250 メートルメッシュの中に充足できるように計画的に進めておりますが、防火水槽が不足するメッシュ内にちびっ子広場や空き地等がある場合には、そのメッシュ内ごとに検討してまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） ぜひ、都市建設部とも連携していただきまして、市街地内の 250 メートルメッシュの区画内のあらゆるあきスペースを防火水槽の設置場所の対象として全力で取り組まれることにより、防火水槽の早期整備が完了することを期待しております。

(2)、避難所への災害時生活用水井戸の設置計画について伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 避難所への災害時生活用水井戸の設置につきまして、本年度は、平尾小学校に災害時生活用水井戸とあわせ、日常的に校庭の散水栓として使用できる井戸設置工事を計画しております。今後は、各学校等の避難所に生活用水井戸を計画的に整備できるよう努めてまいります。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 生活用水井戸を何カ所の避難所にいつまでに整備する計

画とされているのでしょうか、伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 具体的な整備計画でございますけれども、本年度設置します生活用水井戸の使用状況をまず確認していきたいと思っております。また、避難所周辺の災害対策用指定井戸がございますので、その状況や学校の施設の改修等を踏まえまして、指定避難所の小中学校へ整備できるように努めてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） (3)、飲料水兼用耐震性防火水槽の整備による災害発生時の飲料水の備蓄提供について、市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 災害発生時の飲料水の備蓄等につきまして、本市では、若葉台給水所、向陽台給水所及び坂浜浄水所が応急給水施設として整備されております。いずれも震災時において断水しても給水ができるもので、応急給水用の給水栓などが収納され、市民1人が1日3リットル飲用しても、20日程度の飲料水が提供できるものでございます。また、中央公園には災害対策用飲料貯水槽として100トンの貯水槽が整備され、飲料水については充足されていると考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 災害時の飲料水につきましては十分に備蓄されていることは、理解いたしました。しかし、大地震等により給水車が通行できない道路が多数発生し、応急給水施設の飲料水を運搬できない地域が多数生じた場合を想定しますと、すべての避難所や避難場所に生活用水井戸を設置するか、老朽化した防火水槽を飲料水兼用耐震性防火水槽に切りかえるかなどの対策が必要であると考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 応急給水施設の飲料水を運搬できないといった地域が多数発生した場合におきましては、まず各小中学校にはプールがございます。それからろ水機が整備されておりますので、その中で飲料水の確保をしていきたいと思っております。また、先ほども御答弁を差し上げましたけれども、生活用水井戸の設置ができるように努めてまいりたいと考えております。

○ 17 番（大久保もりひさ君） 幾ら災害時におきましても、プールの水をろ過して飲むということではなくて、できれば生活用水井戸のおいしい水が飲めるように、全力で取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。